

「消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず相談を！」

5月は全国消費者月間です！

◎問い合わせ 都城市消費生活センター ☎23-7154

都城市消費生活センターでは、暮らしの中で起こる消費生活に関するさまざまなトラブルの相談を受け付けています。少しでもおかしいなど不安に思った時は、気軽に相談ください。

令和3年度の相談件数

市消費生活センターに寄せられた相談件数は409件。内訳は通信販売79件、インターネット29件、悪質商法40件などです。



「未成年者取り消し」の適用範囲が変わります！

「未成年者取り消し」とは、成年者と比べて社会経験の少ない未成年者に不利益が生じないよう、未成年者が親などの保護者（法定代理人）の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる制度です。

しかし、成年年齢が18歳になったことで、18・19歳の人は「未成年者取り消し」が適用されなくなります。自身で締結した契約には責任を持たなくてはならず、一度自分の意思で契約した後は、一方的に契約を取り消すことはできません。

※4月1日より前に18・19歳の人が法定代理人の同意を得ずに締結した契約は「未成年者取り消し」により取り消すことができます

全国の消費生活センターに寄せられた若者のトラブル事例

● 出会い系サイトで知り合った女性に誘われ、イベントに行った。会場で80万円の商品を勧められ借金をして契約したが、商品を受け取る前に女性とは連絡が取れなくなった。

● 人気のインフルエンサーが通って

いるというエステ店で、1回500円の体験施術を受けた。施術後に30万円の全身痩身コースを勧められたが、高額であったため断ったところ、「分割払いもある。月1万円なら大丈夫でしょう」と言われ、分割払いで契約してしまつた。

● サークルの先輩から「もうかる話がある」と誘われ、消費者金融から借金をして仮想通貨の投資ソフトを購入した。「二人勧誘すれば40万円が手に入り、3人誘えば元が取れる」と説明されたが、投資の内容も分からない。

ワンポイントアドバイス

契約する時は、慎重によく考えてから契約しましょう。また、クーリング・オフといって一定期間内であれば、理由を問われず契約を解消できる仕組みがあります。

しかし、商品やサービス、販売方法などによっては、クーリング・オフができない場合があるので、契約前にしっかりと確認しておきましょう。また、クーリング・オフの対象か分からない場合や、クーリング・オフのやり方が分からない場合は、すぐに市消費生活センターへ相談ください。

18歳から大人に！若者の消費者トラブルに注意！

4月から成年年齢が引き下げられたことにより、18歳から「成年」となりました。18・19歳の人は、親の同意を得なくても、ローンの契約やクレジットカードの作成など、さまざまな契約をすることができるようになります。

世の中の混乱や不安に付け込み、悪質な手口で高額な契約を迫ってくる可能性もあります。不審に思った時や、少しでもおかしいと感じたら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

市消費生活センターでは、毎月弁護士による無料法律相談を行っています。一人で悩まず、早めに相談ください。

※消費生活相談および弁護士法律相談の詳細は、3月15日発行の「暮らしの情報 保存版」に掲載しています